

# 長門川水道企業団人事行政の運営等の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び、長門川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、令和3年度における人事行政運営などの状況について、下記のとおり公表します。

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

- (1) 採用・退職者数について（令和3年度中） (2) 職員数及び等級等について（令和4年4月1日現在）

採用者数	退職者数
0人	1人

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
職員数	1	1	2	1	0	1	1	7

## 2. 職員の給与の状況

職種	令和4年4月1日現在				令和3年4月1日現在			
	平均年齢 (歳)	平均給与月額(円)		平均年齢 (歳)	平均給与月額(円)			
		給料	諸手当		給料	諸手当		
一般行政職	41	325,218	289,400	35,818	40	337,106	303,771	33,335

## 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(令和4年4月1日現在)

開始時刻	終了時刻	休憩
8時30分	17時15分	12時～13時

## 4. 職員の分限及び懲戒の状況（令和3年度中）

- (1) 職員の分限処分の状況について

免職	降任	休職	降給
0	0	0	0

- (2) 職員の懲戒処分の状況について

戒告	減給	停職	免職
0	0	0	0

## 5. 職員のサービスの状況

- (1) 年次休暇の状況について

平均使用日数	消化率
17日	44%

- (2) 育児休業及び部分休業の状況について

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	0	0
女性職員	0	0

## 6. 職員の研修及び人事評価の状況

- (1) 職員の研修(令和3年度)

職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、簡易水道協会の実務講習会や、自治研修センターの研修に参加している。

- (2) 職員の人事評価の状況(令和3年度)

平成28年度より施行の人事評価評定に相当するものとして定期的に能力や実績等の評定を実施し、その評定結果を勤勉手当の支給や昇給及び昇格の際に反映させている。

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況(令和3年度)

職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見のため定期健康診断を行っています。また、生活の安定と福祉の向上を図るために、健康保険に相当する短期給付、厚生年金等の給付事務等を行う「千葉縣市町村職員共済組合」に加入しているほか、福利厚生を図るための職員の互助組織として職員の互助会費などで運営されている「千葉縣市町村職員互助会」へ負担金を支出しています。

## 8. 職員の退職管理の状況(令和3年度)

平成28年4月1日施行の地方公務員法の改正により、再就職者による依頼等の規制の導入、退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることとされたことから、改正地方公務員法に基づき、企業団職員の退職管理の適正化を図り、企業団行政に対するより一層の信頼を確保できるよう取り組んで行くものである。